第三条　管轄

被要請者は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第四条　対象となる租税

1　この章の規定は、一方の締約者のために課される全ての種類の現行の租税について適用する。

2　この章の規定は、1に規定する現行の租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、1に規定する現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第五条　要請に基づく情報の交換

1　被要請者の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請に応じて情報を提供する。当該情報は、調査の対象となる行為が被要請者内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく提供される。

2　被要請者は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

3　要請者の権限のある当局から特に要請があった場合には、被要請者の権限のある当局は、被要請者の法令によって認められる範囲において、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4　各締約者は、第二条に規定する目的のため、自己の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

(a)　銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報

(b)　法人、組合、信託、財団その他の者の所有に関する情報（第三条の規定の範囲内で、所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含むものとし、信託については委託者、受託者及び受益者に関する情報、財団については設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報を含む。）。この協定は、両締約者に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができる場合を除くほか、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

5　要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請者の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。

(a)　調査の対象となる者を特定する事項

(b)　要請する情報に係る記述（当該情報の性質及び要請者が希望する被要請者から当該情報を受領する形式を含む。）

(c)　要請する情報を必要とする課税目的

(d)　要請する情報を被要請者が保有しているか又は被要請者の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠

(e)　要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）

(f)　要請が要請者の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請者が自らが被要請者の立場にあったとしたならば自己の法令に基づいて、又は自己の通常の行政上の慣行を通じて情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の記述

(g)　要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述

6　被要請者の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請者に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請者の権限のある当局は、次のことを行う。

(a)　要請者の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある場合には、要請者の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。

(b)　要請の受領の日から九十日以内に要請された情報の入手及び提供ができない場合（当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。）には、要請者に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又は当該拒否の理由を説明するため直ちに通知すること。

第六条　海外における租税に関する調査

1　被要請者の権限のある当局は、要請者の権限のある当局の要請があったときは、被要請者における租税に関する調査の適当な部分に要請者の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2　租税に関する調査を行う被要請者の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請者の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請者が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についての全ての決定は、当該調査を実施する被要請者が行う。

第七条　要請を拒否することができる場合

1　被要請者は、要請者が自らが被要請者の立場にあったとしても自己の法令に基づいて、又は自己の通常の行政上の慣行を通じて入手することができないであろう情報を入手し、又は提供することを要求されない。被要請者の権限のある当局は、要請者の要請がこの協定に従って行われていない場合には、支援を拒否することができる。

2　この協定は、一方の締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。そのような情報には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、各締約者の法令に基づいて保護されるものを含む。この2の前段及び中段の規定にかかわらず、第五条4に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

3　被要請者は、要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合には、情報提供の要請を拒否することができる。

4　情報提供の要請は、当該要請を行う契機となった租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

5　被要請者は、要請者が自己の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であって、同様の状況にある要請者の国民との比較において被要請者の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、当該要請を拒否することができる。

第八条　秘密

この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、この協定に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であって、当該一方の締約者内にあるものに対してのみ、開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。当該情報は、被要請者の書面による明示の同意がない場合には、他の者又は当局（非締約者内にあるものを含む。）に開示することができない。

第九条　費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意される。

第三章　課税権の配分

第十条　対象となる者

この章の規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用する。